

伊藤マンション管理士事務所通信

2021年(令和3年)5月25日
第00078号(隔月発行)

編集／発行者：伊藤マンション管理士事務所
住所：神奈川県相模原市南区旭町 15-33-710
電話：042-851-5056
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

長期修繕計画に関する変更点

管理組合の業務(32条)における「長期修繕計画の作成または変更に関する業務および長期修繕計画書の管理」について、コメントを以下の通り変更

現行→計画期間が25年程度以上であること。なお、新築時においては、計画期間を30年程度にすると、修繕のために必要な工事をほぼ網羅できることとなる(32条関係②-1)

改正案→計画期間が30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回以上含まれる期間以上とすること(同)

現行→また、長期修繕計画の内容については定期的な（おおむね5年程度ごとに）見直しをすることが必要である（32条関係②—3）

改正案→現行の（おおむね5年程度ごとに）を削除

標準管理規約改正案公表

国土交通省は4月14日、マンション標準管理規約の改正（コメント）を行った。单棟型のほか、団地型と複合用途型でいる。団地型については、改正マンション建替え円滑化法割制度に係る部分の改正案が今回初めて公表された。国交省がした標準管理規約の公表は早ければ6月ごろを想定している

長期修繕計画

期計画

30

年
以
上
一
變
更
省
交
印

認定基準案を反映

國交省

電子署名は必要なし

ンション標準管理規約の改正案を公表し、意見公募(パブリック・コメント)のほか、団地型と複合用途型も単棟型と同様の改正を行うとして、改正マンション建替え円滑化法で新たに創設された団地の敷地分回初めて公表された。国交省マンション政策室によれば、改正れば6月ごろを想定している。

修正箇所は、検討会での委員の意見を踏まえ、定義（第2条）関係のコメントで電磁的方法の具体例として挙げた「フロッピーディスク」を削除するなどの変更を行った。最終会合の案には、なかつた部分では、管理組合の業務（第32条）関係のコメントで、「25年程度以上」としていた長期修繕計画の計画期間を「30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含ま

一般社団法人マ 多かつた事項を解
ンシヨン管理業協 説した「実務Q &
会(管理協)は3月A」をまとめ、公表
26日、改正マンション管理適正化法によ
る重要な事項説明書等に「電子署名
の一部施行で可能になつた書面の電
子化やI T い」とする見解を改
重説等に関し会員
から問い合わせが
「Q & A」では①

電磁的方法により交付する際電子署名等は必要か②I重説会を実施する際区分所有者全員の承諾が必要か③通信障害が発生した場合の対応の3点について回答、また見解を示し

た。
①は、従来の紙による交付で法定要件だった管理業務主任者の「記名・押印」に代わる措置としての電子署名等は「法的要件ではない」と言及。

「団地型」改正案の概要

1 敷地分割事業と分割請求禁止規定との関係性

マンション標準管理規約（団地型）第11条に相当する規定があつた場合であつても、改正法による改正後の円滑化法第115条の4第1項に基づく敷地分割決議による敷地分割は禁止されるものではないことを記載（第11条関係コメント）

2 団地修繕積立金および各棟修繕積立金

団地修繕積立金および各棟修繕積立金の使途として「敷地分割に係る合意形成に必要となる事項の調査」を記載（第 28 条および同条関係コメント（団地修繕積立金）・第 29 条および同条関係コメント（各棟修繕積立金））

3 招集手続き

敷地分割決議を行うための団地総会の招集手続きを記載（第45条および同条関係コメント）

4 団地総会の会議および議事

敷地分割決議の決議要件を記載（第 49 条および同条関係コメント）

5 議決事項

団地総会の議決事項として管理計画の認定の申請、除却の必要性に係る認定の申請および敷地分割決議を記載（第50条）

團地型標準規約

「敷地分割」で規定整備

国土交通省が4月14日に公表したマンション標準管理規約改正案。団地型標準規約改正案の概要を左表に示した。

「单棟型」と同様の改正を行うほか、改正マンション建替え円滑化法で認められた敷地分割事業に関する規定を盛り込んだ。土地等の分割請求や処分の禁止を定めた第11条コメソトでは、敷地分割決議に基づく敷地分割は禁止されない旨を確認的に記載している。

業に敷地分割事業を追加。コメントでは事業のプロセスの参考として「団地型マンション再生のための敷地分割ガイドライン」を記載した。

手続き関係や留意事項などを定める。また要除却認定の適用対象拡大に伴い「耐震性不足のマシンションに係るマシンション敷地売却ガイドライン」の改定も行う予定。

などの場合の通知事項などを追加。会議および議事の第49条8項で5分の4以上の大決議要件も新設した。

重説会 全員の意向確認「不要」

編集後記